金岡下水ポンプ場施設維持管理業務

特記仕様書

平成　２６　年度

三　宝　下　水　処　理　場

2A. 1/11. SSS

第　1　章　　総　　則

本特記仕様書は堺市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託する金岡下水ポンプ場の施設維持管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

第　1　節　　業務概要

第　1条　本業務は、金岡下水ポンプ場の電気設備・中央監視設備、ポンプ設備、沈砂池設備、ゲート設備、ポンプ場付帯設備の保守点検、運転操作監視、その他の業務・緊急配備等を行うものであり、施設概要・主要設備は別紙のとおりである。

本施設維持管理業務受託業者（以下「受注者」という。）は、常に各設備の機能保持に努め晴天時時間最大汚水量の３倍以内の合流式（一部分流）の流入汚水を金岡下水ポンプ場から送水する。又、これ以上の流入水については金岡下水ポンプ場では、金岡幹線吐口ゲート・汚水流入ゲート操作にて狭間川の水位を考慮の上、狭間川へ排除する。雨天時においては市民の生命、財産を浸水から守ることに十分留意したポンプ運転をおこない、常に経費削減に努め業務を履行すること。

参考：平成２４年度実績年間流入水量
金岡下水ポンプ場　汚水　　5,685,193 m3/年（10.82 m3/分）

第　2　節　　業務体制

第　2条　ポンプ場施設の維持管理を履行するものは、設備能力等を熟知し厳重な維持管理に努めること。尚、本業務従事者は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係のある者で、金岡下水ポンプ場に、専属の本業務従事者を従事させること。本業務の金岡下水ポンプ場委託業務時間は、昼夜連続維持管理で構成人員は昼間２名以上、夜間２名以上とする。

第　3条　業務従事者の配置、資格は次の各号とする。

金岡下水ポンプ場の従事者の中から合流式中継ポンプ場の実務経験１０年以上有する者で下水道管理技術認定試験（処理施設）又は、下水道第３種技術検定の合格者である者を業務責任者として１名選任し従事させること。

業務責任者以外の従事者については下水道法施行令第１５条の３の規定に定める資格を有する者とする。

第　4条　業務責任者の職務は次の各号のとおりとする。

１．　現場の責任者として、保安規定、下水道関係法令、労働関係法令、その他関連諸

法規を遵守し、本業務従事者の指揮、監督を行うこと。

２．　契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転に努めること。

３．　日常の業務履行状況を随時、発注者に報告するとともに必要があれば協議をおこなうこと。

４．　本業務従事者を教育し、技術の向上、事故防止、安全衛生等に努めること。

第　５条　緊急管理体制は次の各号のとおりとする。

１．　発注者が指示する緊急配備（その他外部事由による）については、別途契約とする。

２．　緊急配備の増員者は、当日勤務従事者以外に、発注者が指示する増員数を配備すること。また、　配備者が施設到着後速やかに緊急管理体制表を三宝下水処理場事務所（Fax232-4957）へＦａｘ送信する。尚、作業内容を記載した報告書を遅滞なく提出する。

第　６条　受注者は、金岡下水ポンプ場に、次の各号の有資格者を従事させること。

１．　第三種電気主任技術者

２．　第一種電気工事士

３．　危険物取扱者甲種、または乙種４類

４．　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

５．　消防設備点検資格者（第１種）

６．　玉掛技能者

尚、危険物取扱者甲種または乙種４類は、危険物保安監督者に選任すること。

第　７条　受注者は業務履行中、本業務従事者の異動については１ヶ月前迄に変更届けを発注者に提出し、新たに本業務に従事する者に対して１ヶ月以上の本業務研修を本業務施設内で受講させた後、異動者に対し円滑に業務引継ぎができるように従事させること。尚、本業務従事者の引き継ぎ研修及び本業務に関わる研修等の経費は受注者の負担とする。

第　８条　本業務従事者で業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる者があった場合、受注者は発注者の指示に従い業務に支障のないよう速やかに措置を講じること。

第　９条　受注者は業務履行中に事故が発生したとき、所定の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生原因、被害状況、経過等について発注者に報告すること。

第１０条　受注者は、業務履行中に起こした機器故障や破損は受注者の責任において保証及び原形復旧すること。但し、受注者の責に帰さない事由による損害は除く。

第１１条　受注者は業務履行中、故意又は重大な過失により発注者及び第三者に対して与えた損害については、受注者の責任において損害を賠償すること。尚、賠償金額の限度額が１０億円以上の賠償責任保険（担保内容　施設・業務遂行危険（対人対物共通）、受託物危険（対物））に当該施設維持管理業務受託時に加入していること。

第１２条　受注者は、市民からの苦情等の問い合わせがあった場合、適切な対応をおこなうと共に速やかに発注者へ報告し、内容等については書面に記載しておくこと。

第　３　節　　業務範囲

第１３条　業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　場内設備総括管理
２．　電気設備・中央監視設備運転管理
３．　ポンプ設備運転管理
４．　沈砂池設備運転管理
５．　ゲート設備運転管理
６．　ポンプ場付帯設備運転管理

第　２　章　　設備別運転管理要項

第　１　節　　場内設備総括管理

第１４条　場内設備総括管理の内容は、次の各号のとおりである。

１．　全設備運転管理の基本計画作成と各ポンプ場・処理場間の連絡調整及び発注者との打ち合わせ等、窓口業務に関すること。
２．　機械・電気設備の点検計画及び保守整備計画の作成
３．　労務災害防止のための本業務従事者に対する教育指導等の労働安全衛生に関すること。
４．　管理業務全般に関すること。

第１５条　施設内及び設備機器の清掃は頻繁におこない、清潔、美観の維持に努めること。さらに、施設場内、周辺の清掃、除草等は週３日以上実施し、操作室内の床はワックスをかけ（３回／年）、樹木等については、景観を損なわないように手入れをすること。

第１６条　現場業務に従事するものは、ヘルメット、作業服、安全靴等を着用すること。尚、電気設備作業・高所作業・その他危険場所に於ける作業を実施する場合は、有資格者の立会のもとに作業環境を調査し、適切な事故防止策を講じて災害発生の防止に努め作業を実施すること。

第１７条　業務日誌、運転日報、受電日誌、機器点検表等はポンプ場施設維持管理の指針となるもので克明なデータを電子媒体及び書面に記載し、保管するとともに発注者に提出すること。

第１８条　日報・点検表等の提出書類は、次の各号のとおりで、様式については発注者の承諾を得ること。

１．　業務日誌　　（書面）
２．　運転日報、運転月報（書面・データ）
３．　統計表　　（データ）

４．受電日誌　　（書面・データ）
５．　機器日常点検表　　（書面）
６．　自家発試運転記録表（書面）
７．　月次点検報告書　　（書面）
８．　年次点検報告書　　（書面）
９．　機器修理経過記録表（書面）
１０．　消火器点検表　　（書面）

第１９条　予備機のある機器は、交互運転を実施すること。又、各機器の運転及び保守点検整備は、完成図書又は取扱説明書により各機器の運転状況に応じて実施し、点検・測定記録を作成すること。

第　２　節　　電気設備・中央監視設備運転管理

第２０条　電気設備・中央監視設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　動力設備の保守管理に関すること。
２．　直流電源設備の保守管理に関すること。
３．　計装設備の保守管理に関すること。
４．　無停電電源設備の保守管理に関すること。
５．　電灯設備の保守管理に関すること。
６．　自家発電機の運転及び保守点検に関すること。
７．　自家発電機実負荷・無負荷(毎月各１回以上)試運転の実施
８．　緊急停電による自家発電機の対応に関すること。
９．　発電機補機類の運転及び保守点検に関すること。
１０．　中央操作盤、受電盤等の清掃整備
１１．　屋外重油タンク貯蔵所及び燃料小出槽の重油使用状況の厳重な管理に関すること。
１２．　各電気設備の点検・運転記録の記載及び整理
１３．　中央監視盤の記録紙（チャート紙）の交換及び各積算計のリセット

第２１条　停電時は、構内第１柱及び受電盤取り付け機器の動作状況等により停電事由を確認し、又、停電事由を解消して速やかに復旧作業に着手すること。又、外部事由による停電の場合は、送電開始まで応急措置を施し、送電されれば直ちに復旧作業に着手すること。

第２２条　停電復旧作業は的確な状況判断と俊敏な行動が要求されるので、本業務従事者は毎月１回以上の停電復旧作業の訓練を繰り返し実施するとともに、停電・復旧時の作業内容については十分に理解しておくこと。

第２３条　設備の点検補修、及び停電復旧訓練等による予告停電等を行うときは、各関連施設・設備に悪影響を及ばさない時間と方法でおこなうこと。

第　３　節　　ポンプ設備運転管理

第２４条　ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
２．　汚水ポンプ機器の運転及び保守点検等管理に関すること。
３．　機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
４．　満水検知器のガラス窓・電極棒の清掃整備
５．　軸受グリス、パッキンの保守点検に関すること。
６．　補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
７．　雨天時、及び狭間川水位上昇時の金岡幹線吐口ゲート・汚水流入ゲート操作に関すること。
８．　日報類の記載及び整理

第　４　節　　沈砂池設備運転管理

第２５条　沈砂掻揚機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
２．　沈砂掻揚機の運転及び保守点検等管理に関すること。
３．　機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
４．　摺動部への潤滑油類塗布
５．　シャーピン断等の故障停止時の対応
６．　補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
７．　日報類の記載及び整理

第２６条　自動除塵機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　中央操作盤・現場操作盤での運転及び監視業務
２．　自動除塵機の運転及び保守点検等管理に関すること。
３．　機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
４．　ピンラック部等摺動部への潤滑油類塗布
５．　コンベア等の運転及び保守点検等管理に関すること。
６．　補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
７．　日報類の記載及び整理

第２７条　沈砂・し渣貯留搬出設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　ホッパー等機器の運転及び保守点検等管理に関すること。
２．　機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備
３．　消臭剤の散布
４．　搬出時の前面進入口の管理に関すること。
５．　補機類の運転及び保守点検等管理に関すること。
６．　日報類の記載及び整理
７．　周辺環境の維持に努めること。

第　5　節　　ゲート設備運転管理

第２８条　各ゲート設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　各ゲート機器（金岡幹線吐口ゲート・汚水流入ゲート含む）の運転及び保守点検に関すること。

２．　機器及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備

３．　月２回の金岡幹線吐口ゲート・汚水流入ゲート用発電機実負荷試運転の実施

４．　日報類の記載及び整理

第　6　節　　ポンプ場付帯設備運転管理

第２９条　ポンプ場付帯設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　給湯設備、空調設備、給水設備、電話設備の運転及び保守点検に関すること。

２．　その他補機類の点検清掃及び現場操作盤等の洗浄・清掃整備

３．　各ストレーナー等の清掃点検

４．　消防設備保守点検

５．　場内各水位計、幹線水位計の保守管理

６．　日報類の記載及び整理

第　3　章　　雑　　則

第　1　節　　設備の補修

第３０条　本業務で実施しなければならない補修及び小修理等の範囲は、次の各号のとおりである。

１．　補修とは、各機器に付属する消耗部品の交換・調整等で比較的軽微なものとする。

２．　小修理とは、予備品・部品の取替及び付帯機器の分解清掃等で軽工具を用いて短時間で完了する分解・修理・交換作業とする。

３．　設備機器の補修塗装

４．　各設備・機器において、受注者が保守管理する範囲内で、その検査・点検・分解・手入れ・修理が受注者で行うことが出来ない場合は、理由を付してその旨を発注者に連絡すること。

第３１条　機器に付属する特殊工具以外、保守点検に必要な測定機器・工具等は全て受注者が準備すること。

第　2　節　　施設経費および管理体制

第３２条　施設経費は次の各号とする。

１．本業務履行に必要な機器用油脂類、塗料、ウエス、運転日報等の提出書類、本業務従事者の被服及び日用品、事務用品、ＯＡ機器、ガス使用料、ゴミ収集手数料等、受注者の負担とする。

電気、水道、重油、機器修理に必要な部品、消耗部品のみ発注者が負担するが、効率的に使用し節約につとめること。

２．電話、Ｆａｘを受注者にて設置すること、尚、通信費用使用料等は、受注者の負担とする。

第３３条　受注者は、業務中において盗難、火災、及び不法侵入者の予防には万全を尽くし、万一事故発生に備え連絡体制を確立し、発生の際は発注者に連絡すると共に受注者の責任に於いて速やかに処置すること。

第３４条　受注者は、本業務にて知り得たあらゆるデータ、技術、性能等は、発注者の承諾なしに外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

第３５条　受注者は落札決定後、速やかに資格証明書、実務経歴証明書、人員配置計画書,業務計画書、緊急管理体制表を作成し発注者に提出すること。

第３６条　特記仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

第３７条　履行期間

自　　平成２６年　７月　１日

至　　平成２８年　３月３１日

尚、履行開始迄の期間を準備期間とし、受注者は従事する金岡下水ポンプ場業務責任者に、本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、履行期間までに引継等を完了させておくこと。尚、準備期間に要した経費は受注者の負担とする。又、本契約終了時（平成２８年３月１日～平成２８年３月３１日）に業務の引継を円滑にするため、次の受託業者に対して必要な研修をおこなうこと。

第３８条　本業務施設用途廃止時には、この委託は終了する。

別　紙

金岡下水ポンプ場施設概要

位　　置　　堺市北区東雲東町４丁５番１８号
敷地面積　　約１０８０ｍ２
運転開始日　　昭和４０年５月
排除方式　　合流式一部分流式
排水面積　　１３２ｈａ（計画）
雨水放流先　　狭間川(金岡幹線吐口　堺市北区東浅香山町１丁地先)
主要設備
機械設備　　除塵設備　　粗目自動除塵機（ピンラック式）１台
除砂設備　　沈砂掻揚機（ｖバケット付Wチェーンコンベヤ式）１台
ポンプ設備　横軸斜流ポンプ３台
口径 400ｍｍ　吐出量 20m3/min　揚程 7.5m　700rpm
電動機 37kw　220v　134A
立軸斜流ポンプ１台
口径 500ｍｍ　吐出量 30m3/min　揚程 6m　710rpm
電動機 45kw　6600v
電気設備　　受変電設備　　高圧受電　6600ｖ　200ＫＶＡ
自家発電設備　ディーゼルエンジン発電機 300ps　200KVA　1200rpm　6600v

2A．9／11．SSS

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が５００万円未満の場合はこの限りでない。

（２）受注者は、契約金額（税込）が５００万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

２Ａ．１０／１１．ＳＳ

現場労働者にかかる法定福利費等の計上について

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として計上している。

2A. 11／11. SSS